

〈参考〉 平成 22 年の労働をめぐる社会・経済の動き

○ 主な法令・制度の改正及び行政施策の実施

- ・ 改正労働基準法が4月1日に施行された。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ること等を目的として、時間外労働の割増賃金率が引き上げられたほか、年次有給休暇について、一定の条件の下、時間単位での取得が可能になった。
- ・ 改正雇用保険法が4月1日に施行された。非正規労働者に対するセーフティーネット機能の強化や雇用保険の財政基盤の強化を目的として、短時間就労者や派遣労働者について雇用保険の適用範囲が拡大されたほか、雇用保険料率が引き上げられた。
- ・ 改正育児・介護休業法が6月30日に施行された（一部規定は平成24年7月1日施行）。仕事と育児・介護の両立支援を推進するため、3歳未満の子を養育する労働者については短時間勤務制度（1日6時間）が設けられたほか、介護のための短期の休暇制度が創設された。
- ・ 環境対応車購入補助金の申請受付が9月8日に終了したほか、グリーン家電購入で付与されるエコポイントは12月1日から半減された。一方、3月に開始された住宅エコポイントは、制度延長・対象拡充が実施された。
- ・ 子ども手当が創設され、中学校修了前までの子ども一人につき月額1万3千円の支給が6月に開始された。

○ 景気・雇用情勢

- ・ 日本経済は、平成20年9月のリーマン・ショック後の大幅な景気悪化を経て、21年春頃から外需と経済対策の効果にけん引されて持ち直してきた。22年夏にはこれに猛暑^{※1}効果も加わったが、一方で輸出の弱さが次第に明確となるとともに、急激な円高がマインドに影響を及ぼした。秋に入ると猛暑効果の反動や環境対応車購入補助金制度終了の影響も加わって、景気は足踏み状態となった^{※2}。
- ・ 4月に宮崎県で発生した口蹄疫の被害拡大に伴い雇用調整助成金を利用する場合の支給要件が緩和された。
- ・ 平成21年8月に過去最低の0.42倍を記録した有効求人倍率（季節調整値）^{※3}は、その後緩やかに持ち直しの動きを見せ、22年12月には0.57倍まで上昇している。
- ・ 平成22年春に就職も進学もせずに大学を卒業した者は5人に1人に相当^{※4}し、就職氷河期の再来とも呼ばれた。また、23年春の大学等卒業予定者の就職内定率^{※5}は12月1日現在で68.8%と過去最低となった。
- ・ 9月に円相場が約15年ぶりの高値となる1ドル＝82円台を記録し、政府は6年半ぶりとなる円売り・ドル買いの為替介入を実施した。
- ・ 10月には、日本銀行は海外経済の減速や円高などを背景に景気の下振れリスクが強まったと判断し、ゼロ金利政策^{※6}を4年3か月ぶりに復活させた。

※1）今夏（平成22年6～8月）の平均気温は、統計を開始した明治31年以降の113年間で最も高い記録となった

※2）「日本経済2010-2011」（内閣府）による

※3）職業安定業務統計（厚生労働省）による

※4）平成22年度学校基本調査（文部科学省）による。なお、一時的な仕事に就いた者を含む。

※5）平成22年度大学等卒業予定者の就職内定状況調査（文部科学省、厚生労働省）による。平成8年度調査から比較可能

※6）政策金利である無担保コール翌日物金利の誘導目標を、年0.1%程度から0～0.1%程度に引下げ